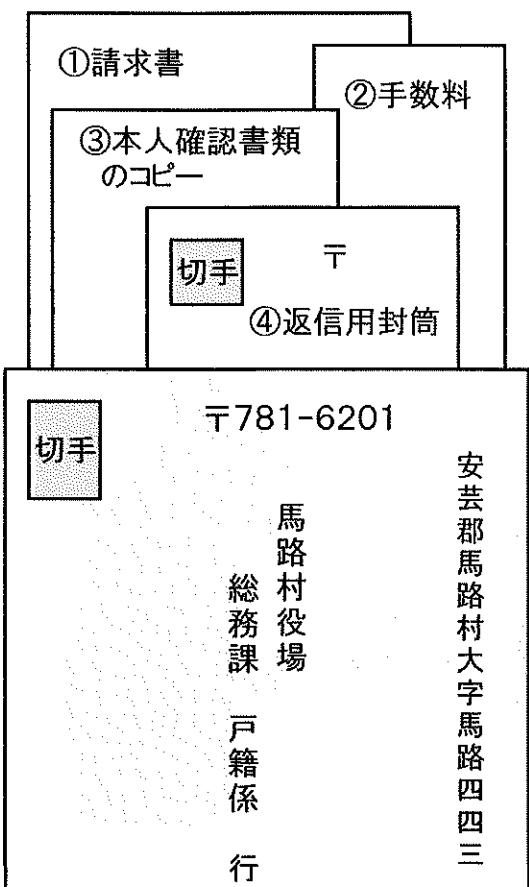


郵送による戸籍等の請求方法について



次の①、②、③、④をそろえてご請求ください。

①請求書

『戸籍証明書等の請求書(郵送用)』に必要事項をすべて記入してください。
お手持ちの便せん等に記入していただいて結構です。
※昼間(8:30~17:30)に連絡がつく電話番号を必ず記入してください。

②手数料

郵便局発行の「定額小為替」又は現金書留をご利用ください。
切手では承れませんので、ご注意ください。
身分証明書や独身証明書等は市町村によって異なります。
手数料不足の場合は、不足分手数料が到着後の発送となります。

③本人確認書類の写し

- 運転免許証やマイナンバーカードなどの公的な本人確認書類(顔写真付)の場合は、1点
- 健康保険証、年金手帳、住民票などの顔写真のついていない証明書の場合は、2点以上

④返信用封筒

請求者の住所・氏名を書いて切手を貼ってください。
※送付先は原則として、請求者の住民登録地になります。

【切手の料金】

長3タイプ(定形郵便)…84円
角3又は角2タイプ(定形外郵便)…120円

請求枚数等により、返送料が高くなる場合があります。何通も請求される場合は、切手を余分に入れてください。
(返信用封筒に貼らずに)
また、急がれる場合は、速達料290円分の切手を追加して貼って封筒に「速達」と書き込んでください。

《お願い》

- 郵送請求の場合、地域によって異なりますが、配達の日数等を含め1週間程度かかりますので、余裕を持って請求してください。
- 代理人が請求する場合、委任状(代理権限の確認ができる書類)が必要です。
(身分証明書・独身証明書は本人以外、住民票は同じ世帯以外の方、戸籍等は直系親族以外の方が請求される場合)
※その他参考になる資料がありましたら、添付してください。
- 偽り、その他不正な手段により交付を受けたときは、罰金、料料に処されます。
- 馬路村では、平成28年12月17日付けでコンピューター化により戸籍が改製されています。
ご注意ください。